

故人(被相続人)の財産の確認方法について

相続が発生したら、何がどこに、どれくらいあるのかを確認しなければなりません。相続財産ごとの確認資料は下表の通りですが、まず最初に通帳を確認することをおすすめします。通帳から、次のことが確認できます。

| 通帳から確認できること | チェックするポイント |
|------------------|-------------------|
| 生命保険契約・年金保険契約の有無 | 生命保険料・年金保険料の引き落とし |
| 有価証券の保有有無 | 株式等の配当金の入金 |
| 貸金庫契約の有無* | 貸金庫使用料の引き落とし |
| 所有不動産の有無 | 固定資産税等の引き落とし |

* 貸金庫契約がある場合は、貸金庫の中に金地金や証書等が保管されている場合があります。

| 主な相続財産 | 確認資料 |
|-------------------|--|
| 預貯金 | 通帳や定期送付物(「残高のお知らせ」等)、残高証明書、キャッシュカード |
| 有価証券 (株式、債券等) | 証券会社の残高証明書や取引残高報告書、配当金の支払通知書、出資証券、現物株 |
| 土地、建物 | 固定資産税の納税通知書、固定資産税評価証明書や名寄帳、登記事項証明書(登記簿謄本)、公図、測量図 |
| 生命保険金 | 保険契約証書、保険会社からの支払通知書 |
| 貸付金 | 借用書等の契約書 |
| ゴルフ会員権 リゾート会員権 | 会員証等 |
| 貸地、貸家 | 賃貸借契約書 |

※事業性融資(銀行ローン)等がある場合は、別途金融機関と協議が必要となります。

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンから
ご予約はこちらから



最寄りの店舗を
お探しの場合はこちら

